

第5次行政改革大綱等の取組項目の体系図(試案)

資料 2 - 2

大項目	中項目	整理番号	取組項目(案)	説明	関係する計画等(検討中)
1 財政の健全化	(1) 歳出構造の見直し	1	財政調整基金の活用と確保	一定額を確保しつつ、後年度負担の軽減等につながる適切な活用を図る	・「財政計画」を改定
		2	公債費の抑制(市債発行の抑制、繰上償還の実施)	市債発行の抑制や繰上償還等に取り組み、市債残高の削減を図る	
		3	補助金・交付金の見直し	補助金等の必要性や妥当性の検証、終期の設定や補助率等を検証し、整理統合や適正な金額へ見直しを図る	・「(仮)補助金等見直し方針」を策定
		4	予算規模の計画的な縮小	予算規模の計画的な縮小に向けた検討を行う	・「財政計画」を改定
		5	経費の節減・合理化の徹底	歳出構造改革プランの検討結果を踏まえ、経常経費の節減、合理化・効率化を徹底する	・「事務事業の総点検」を実施
		6	入札契約制度の見直し	仕様書発注の拡大や最低制限価格等見直しなど入札制度の改善に向けた取組を行う	-
		7	公共工事等コストの更なる縮減	公共工事など事業実施に係る計画、設計、実施の各段階においてコスト縮減に向けた取組を行う	-
	(2) 歳入確保の取組推進	8	受益者負担の適正化	使用料の見直し、手数料の見直し、各種事業の参加費等の適正化に取り組む	・基本方針を策定
		9	市税等の収納率の向上に向けた取組の推進	納税しやすい環境の整備、徴収体制の構築、市債権の管理強化に取り組む	-
		10	未利用財産の売却・貸付の促進	普通財産の商品化を進め、販売促進策に基づく売却を推進する	・「公有財産売却・貸付計画」を改定
		11	新たな財源の確保	広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源確保の取組(国県補助金、その他特定財源の確保等)を推進する	-
	(3) 公営企業等の健全経営	12	第三セクターの経営健全化	公的関与の見直しや持株会社との連携による経営改善を図る	-
		13	上水道・ガス事業の経営改革の取組の推進	経営の効率化、施設の統廃合などにより経営の健全化を図る	・「中期経営計画」を改定
		14	病院事業の経営改革の取組の推進	医師・看護師の確保、診療科目・医療機能の維持・充実などにより経営の健全化を図る	・「経営改革プラン」を改定
		15	下水道事業の経営改革の取組の推進	計画の見直し、使用料の改定、接続率の向上、施設の統廃合、公営企業会計の移行に向けた検討等を通じて経営の健全化を図る	・経営方針を策定
		16	特別会計の効率的な運営	繰出金の適正化など収支構造の健全化を進める(病院事業、下水道事業は除く)	-
2 行政運営システムの見直し(仕組みの改革)	(1) 民間活力の活用	17	民間委託の推進	公立保育園の民営化、学校給食調理業務の民間委託、その他業務の民間委託の検討・推進を図る	・「(仮)民間委託推進計画」を策定
		18	指定管理者制度の導入と適正な運用	指定管理者制度の適正な導入と運用を図る	-
	(2) マネジメントシステムの強化	19	政策協議の実施	施策・事業を重点化するための政策協議を実施する	-
		20	徹底した事務事業の見直し	最少の資源で最大の効果をあげるための事業評価の実施し、改善・廃止すべき事務事業について適切な進捗管理を行う	・「事務事業の総点検」を実施
		21	各種整備計画の策定と運用	事業の優先順位を定めた各種計画に基づき、効果的かつ計画的な事業実施を図る	・各種整備計画を改定
		22	内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進	内部管理事務の効率化・簡素化(コスト削減)に資する取組や事務改善の取組を推進する	-
		23	部局ごとの目標管理の実施	計画的な施策等を推進するため、各部局において明確な目標を設定し進捗管理を実施する	-
	(3) 公共施設の見直し	24	計画的な再配置の実施	公の施設について、施設の性能と機能、地域バランス等を勘案し、適正な配置を推進する	・「公の施設再配置計画」を改定
		25	計画的な除却の実施	施設の再配置等により、廃止とした施設等について、安全管理の面等から計画的な除却を行う	・「公の施設等の除却計画」を改定
		26	計画的な保全・長寿命化の推進	公共施設等の維持管理や更新コストの低減化・平準化を図るため、計画的な保全・長寿命化を推進する	・「公共施設等総合管理計画」を策定
		27	借地の解消、借地料の見直し	借地関係の解消や借地料の算定の見直しを進める	-
	(4) 市民とのコミュニケーションの充実	28	分かりやすい市政情報の発信	分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を行う	-
		29	広聴活動の推進	市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る	-
30		市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	社会経済情勢や市民ニーズに対応した相談窓口の充実を図る	-	
31		申請手続きの簡素化	市民の利便性向上に向け、公共施設予約システムの活用など市民の視点に立った申請手続き等の簡素化を検討する	-	
3 「新しい公共」の創造・推進	(1) 地域活動の推進	32	地域コミュニティ活動の推進	町内会・住民組織など地域住民の自発的・主体的な取組を支援する	-
		33	地域協議会と住民組織等との連携強化	地域協議会を認知度を向上し活動を実質化していくことに向け、地域活動を担う住民組織等との連携強化等を図る	-
		34	地域の自助・共助、支えあい活動等の推進	中山間地域の支え合い体制づくりや自主防災組織の活動と育成など共助に資する取組・活動を支援する	-
	(2) 市民活動の推進	35	市民活動の推進(ボランティア活動の推進)	ボランティア活動の推進に資する取組を支援する	-
		36	市民活動の推進(NPOとの連携強化)	NPOとの連携強化に資する取組を支援する	-
	(3) 協働施策の取組推進	37	協働の理解の促進	協働に関する庁内の情報共有化や、意識啓発に向けた取組を推進する	-
38		協働の取組の推進	市民等との協働事業の推進を図る	-	
4 人材育成・組織風土の改革	(1) 定員の適正化及び組織機構の見直し	39	定員適正化の推進	事務事業の見直し等と連動した人員配置と定員の適正化を推進する	・「定員適正化計画」を改定
		40	組織機構の見直し	職員数や行政需要等を踏まえた簡素で機動的な組織体制の見直しを行う	
	(2) 人材育成の推進	41	職員能力の開発推進	職員の能力開発に向け、基礎的研修や政策立案能力を強化する実践的な研修等を実施する	・「人材育成方針」を改定
		42	人事評価制度の構築と適正な運用	新たな人事評価制度を構築し適正な運用を図る	
		43	危機管理能力の向上	コンプライアンスの徹底を図る	
		44	職場環境の整備	ワークライフバランスの推進を図る	